



令和8年4月から国民健康保険の資格を取得しましたが、送られてきた保険料の納入通知書の支払いが6月からになっています。4・5月分の支払いはないのですか。

保険料は4月分から翌年3月分までの12カ月間にかかる金額を、6月から翌年3月までの10回に分けて納付していただきます。そのため、4・5月も保険料はかかりますが、納付は6月からになります。



既に会社の健康保険の資格を取得していますが、令和8年度保険料の納入通知書が送られてきました。どうしたらいいですか。

国民健康保険の資格喪失手続きができていない可能性があります。国民健康保険から他の健康保険に変更した場合は、国民健康保険の資格喪失手続きが必要です。資格喪失手続きは郵便またはオンラインで受け付けています。郵便で手続きする場合は、次のものを保険課宛てに郵送してください。

①現在資格を取得している健康保険の資格確認書のコピーまたはマイナポータルの資格取得日が確認できる画面のコピー

②国民健康保険の資格確認書の原本(交付している人のみ)

③異動届出書

オンラインで申請する場合は右記の二次元コードより申請してください。



資格喪失手続きの完了後、手続きをした月の翌月中旬に、現在の健康保険の資格を取得するまでの保険料を計算し、納入通知書を送付します。

⑤5月末までに国民健康保険の資格喪失手続きをした人で保険料がかかる場合は、現在の健康保険の資格を取得するまでの保険料を通知していますので、納付をお願いします。



保険料を納期限までに支払わない場合は、どうなりますか。

督促状や催告書を送付します。特別な事情がなく滞納を続けていると、預貯金などの財産の差押えに至る場合があります。速やかに保険収納課に相談してください。



## 低所得者の保険料の軽減について

国民健康保険法施行令の一部改正により、国民健康保険料の軽減判定の所得基準が改められました。これにより本市でも国民健康保険料の低所得者の軽減判定の所得基準を次のとおり変更しています。

▽被保険者均等割額および世帯別平等割額を5割軽減する場合

軽減判定所得の判定において被保険者などの数に乘すべき金額を31万円に改めます。

▽被保険者均等割額および世帯別平等割額を2割軽減する場合

軽減判定所得の判定において被保険者などの数に乘すべき金額を57万円に改めます。

詳しくは、市ホームページを確認してください。



## 医療費のお知らせ

「医療費のお知らせ」(あなたの世帯の医療費)は、国民健康保険に加入し、過去に医療機関を受診した人に対して、年に6回、世帯主宛てに送付しています。医療機関の名称・受診者名・日数・医療費などの総額・患者負担額などを記載しますので、受診状況を振り返り、今後の健康づくりに活用してください。記載内容に疑義がある場合は、電話で保険課まで問い合わせてください。



# 国民健康保険のお知らせ

保険料の金額や計算方法

問 保険課 TEL 06-6992-1545

保険料の納付の相談

問 保険収納課 TEL 06-6992-1537・1538

## 国民健康保険料が決定しました

令和8年度の国民健康保険料納入通知書を6月中旬ごろに被保険者の各世帯に郵送します。

国民健康保険料は基礎賦課分(医療分)、後期高齢者支援金等賦課分(後期分)、介護納付金賦課分(介護分(40歳以上65歳未満))、子ども・子育て支援納付金賦課分※(子ども分)に区分されます。医療分と後期分は、世帯の所得金額に応じてかかる「所得割額」、世帯の被保険者数に応じてかかる「均等割額」、1世帯ごとにかかる「平等割額」の合計額が、介護分と子ども分は、「所得割額」と「均等割額」の合計額が保険料となります。

原則として、6月から翌年3月までの10回に分けて納付してください。

なお、災害などに遭われたことや、前年に比べて今年の所得が大きく減少する見込みであることなど、保険料の納付が困難となる特別な事情がある場合は保険課への申請により保険料が減免される場合があります。

※子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和6年法律第47号)の施行に伴い、令和8年度から、「子ども・子育て支援金制度」が始まります。制度の開始に伴い、国民健康保険料の賦課区分に、子ども・子育て支援納付金賦課分が追加されました。

## 郵便またはオンラインにより国民健康保険料の減免申請を受け付けます

所得が著しく減少した場合など、納付が困難な人は、まずは電話で保険課に相談した上で、郵便または下記二次元コードよりオンラインで申請してください。

詳しくは市ホームページをご覧ください。



所得減少減免



旧被扶養者減免



災害減免



拘禁減免

## 国民健康保険料の納付方法

### ①口座振替による納付

金融機関(ゆうちょ銀行を含む市委託契約先金融機関)の指定口座から毎月月末(土・日、祝日の場合は翌営業日)に引き落とされます。ただし、12月は翌1月4日です。口座振替での納付は、安心・確実です。

金融機関・郵便局・保険課窓口・保険収納窓口で申し込みができます。

### ②金融機関、郵便局およびコンビニでの納付

所定の納付書により、金融機関、郵便局およびコンビニで納める方法です。

### ③スマートフォン決済アプリサービス

納付書に印字されているバーコードを専用アプリで読み取ることで、即時に納付ができるスマホ決済サービスです。手数料は無料です(対応しているアプリ…auPAY・FamiPay・PayB・PayPay)。



### ④特別徴収(年金からの天引き)による納付

世帯主を含む国保加入者がすべて65歳以上75歳未満の世帯の保険料は原則として世帯主の年金から徴収します。

ただし、次のいずれかにあてはまる場合は特別徴収にはなりません。

▽世帯主が擬制世帯主であること

▽受給している年金が年額18万円未満であること

▽世帯主の介護保険料が特別徴収されていないこと

▽介護保険料と国民健康保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超えていること

⑤擬制世帯主…国民健康保険の被保険者でない者が世帯主となっている世帯(擬制世帯)の世帯主

